

「鉛筆」及び「消せるボールペン」等、消すことができる筆記具によって記入された書類並びに「修正液」及び「修正テープ」により修正された書類は受け付けることができません。

第1号様式 記入上の注意

免許法別表1, 2, 2の2, 免許法5条, 5条の2第3項(単位修得による領域追加), 免許法施行規則64条, 免許法附則8項, 免許法附則6項 12年改正法附則2, 3項, 改正省令附則2条, 免許法16条の2	免許状授与 教育職員 検 定 申請書 免許状交付
の規定による場合	私は下記の免許状を(授与) (交付) していただきたいので,
免許法別表3, 4, 5, 6, 6の2, 7, 8, 免許法5条・5条の2第3項(勤務経験と単位修得による領域追加), 18条, 施行法2条, 免許法施行規則64条(2項の規定による場合), 65条, 免許法附則9項, 17項, 18項	免許状授与 教育職員 検 定 申請書 免許状交付
の規定による場合	私は下記の免許状を(授与) (交付) していただきたいので,

別記
 第1号様式(第10条-第12条, 第13条の2-第13条の4, 第15条, 第16条, 第19条, 第23条関係)

免許状授与 教育職員 検 定 申請書 ※受付[第 号] 免許状交付													
私は下記の免許状を(授与) (交付) していただきたいので, 関係書類を添えて申し出ます。													
受けようとする	幼, 小, 中 , 高, 養護, 栄養,	専修, 一 種, 二種,	教	保健体育									
免許状の種類	特, 自立教科等		助, 特別	科	等								
根拠	免許法別表1, 2, 2の2	免許法別表3, 4, 5, 6, 6の2, 7, 8	施行法1条号	施行法2条号	免許法5条項	免許法5条の2第3項	免許法施行規則64, 65条	免許法附則18条	免許法附則8, 9, 17, 18項	改正法附則6項	12年改正法附則2, 3項	免許法16条	改正省令附則2条
誓約書													
私は, 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までのいずれにも該当する者でないこと及び申請について虚偽のないことを誓います。													
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日													
氏名													
本籍	鹿児島 都道府県 (旧本籍地:)			現住所	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 (連絡先 000-0000-0000)								
氏名	かごしま たるう 鹿児島 太郎 (旧姓:)			生年月日	平成 6 年 4 月 5 日生								
現任校	鹿児島県立〇〇高等学校			現職名	教諭	職員番号	123456						
※	収入証紙			※ 判定 幼, 小, 中, 高, 養護, 栄養, 特, 自立教科等 専修, 一, 二種 教科等									

受けようとする免許状の種類は、該当する文字を○で囲む。

例) 中学校教諭一種免許状(保健体育)を希望する場合

○ 中 ○ 一 種

「教科等」は必要ある者のみ記入する。特別支援教諭免許状取得希望の場合は、申請を希望する特別支援教育領域を記入する。

教育職員免許法第5条1項とは

第1号 18歳未満の者

第2号 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号^{※1}又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該処分の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項又は第2項から第3項までの規定^{※2}により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※1 第10条第1項第2号…公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき

※2 第11条第1項又は第2項から第3項までの規定…国立学校、公立学校又は私立学校の教員が、懲戒免職の事由に相当する事由により解雇された場合や、免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)が法令の規定に故意に違反した場合、又は教育職員たるにふさわしくない非行があって、その情状が重いと認められるなどして、免許状の取上げ処分を受けた場合

氏名欄においては、押印は不要です。

「現任校」「現職名」については、現に所属する勤務校がある者のみ記入する。

「職員番号」欄は、鹿児島県教育委員会の任命に係る者のみ記入する。

何も記入しない

所定の金額の鹿児島県収入証紙を貼付する。
 ※「収入印紙」ではないので注意。県外居住者は「郵便為替」に代える。

(裏面)

所有する免許状の種類	教科・領域	授与権者	授与年月日
小学校教諭一種免許状		鹿児島県	平成29年3月24日

「所有する免許状」の種類については、所有する教育職員免許状について、全て記入すること。

高校から現在(申請の日)までの学業、実務、家庭、休・退職等の期間についてもれなく記入するとともに、左側の全線を利用して履歴が一目瞭然とするよう図例のように図示すること。

「学業」の項目は、卒業、修了(退学を含む。)したものにつき、その名称と日付を記入すること。

履 歴 書

(例)	年 月 日	学業
3 高	平成22年4月1日	官公私立〇〇高等学校 入学
	平成25年3月31日	官公私立〇〇高等学校 卒業(修了)(退学)(休学)
4 (短) 大	平成25年4月1日	官公私立〇〇大学△△学部□□学科 入学
	平成29年3月24日	官公私立〇〇大学△△学部□□学科 卒業(修了)(退学)(休学)
12 中教諭	平成29年4月1日	官公私立〇〇中学校教諭(助教諭・講師・指導員等)勤務 (担当教科)(発令庁)
	(年 月 日)	(〇〇会社入社(仕事内容))
	(年 月 日)	〇〇学校(担当教科等)
	(年 月 日)	〇〇の理由により退職
	(年 月 日)	〇〇の理由により休職(復職)
現在	令和〇年3月31日	現在 官公私立〇〇中学校教諭 勤務中
		賞罰
	平成28年4月5日	〇〇により〇〇賞罰を受く 発令庁

「学業」「業務」「賞罰」の三つの項目について必ず記入すること。該当がなければ、その項目下に「該当なし」と記入すること。

該当する事項がなければ「該当なし」と記入する。